



第35回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

株式会社力の源ホールディングス

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.chikaranomoto.com/ir/library/>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

【目次】

■事業報告	
1. 企業集団の現況	1
(1) 当事業年度の事業の状況	1
(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況	5
(3) 対処すべき課題	6
(4) 主要な事業内容	9
(5) 主要な営業所及び工場又は店舗	10
(6) 従業員の状況	10
(7) 主要な借入先	11
(8) その他の企業集団の現況に関する重要な事項	11
2. 会社の現況	12
(1) 株式の状況	12
(2) 新株予約権等の状況	12
(3) 会社役員の状況	13
(4) 会計監査人の状況	14
3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況	15
4. 剰余金の配当等の決定に関する方針	21
■連結計算書類	
連結貸借対照表	22
連結損益計算書	23
連結株主資本等変動計算書	24
連結注記表	25
■計算書類	
貸借対照表	34
損益計算書	35
株主資本等変動計算書	36
個別注記表	37
■監査報告	
連結計算書類に係る会計監査報告	43
計算書類に係る会計監査報告	46
監査等委員会の監査報告	49

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）における世界経済は、国内においては第3四半期までは企業業績の伸長からなる雇用所得環境の改善、設備投資の増加基調等がある反面、消費税の増税や度重なる自然災害、輸出の低迷等といった外需の落ち込みの影響を受け、景気は横ばいとなっておりました。第4四半期においては、中国武漢地方にて発生した新型コロナウイルスの影響が日本を含む各国に拡大し、外出の規制や店舗営業の休止等、小売り・外食産業のみならず世界経済に甚大な影響を及ぼしております。

当社グループの属する外食産業におきましては、国内においては、従来より人口の高齢化、減少に起因する労働者賃金の上昇や、物流費の高騰、2019年10月の消費税増税と軽減税率の導入による消費者動向の変化、外食と中食のボーダーレス化による業種・業態を超えた競争の激化等、経営環境は厳しくなっていた中で、2020年2月前半より顕著化した新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、国や地方自治体による外出・営業自粛要請に伴い、外食需要は激減しております。同時に宅配サービスや中食産業等、対面式サービスを伴わない食の提供方法が注目されており、今後の消費者行動にどのような影響を残すかを含め、極めて不透明な状況となっております。

一方、海外においては、ラーメンをはじめとする日本食に対する関心の高まりから、外食市場、その中でも日本食の市場は拡大傾向にありました。同時に、IT技術を駆使した宅配サービスの台頭や環境保全の観点に起因する食習慣の変化が加速し、外食産業を取り巻く環境は激変の時期にあります。長期的には中間層の拡大や可処分所得の増加を背景に、世界の食市場は成長を継続すると見込まれますが、足元では新型コロナウイルスの影響により、経済活動の大部分が閉鎖されている国やエリアが多数見られ、予断を許さない状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループでは「変わらないために、変わり続ける」という企業理念に基づき、ラーメンを中心とした日本の食文化を

世界に伝えるべく、国内外ともに既存店のブラッシュアップ並びに新規出店を進めてまいりました。特に当期においては、ノンコア事業からの撤退並びに店舗の採算性強化、当社グループの中核である一風堂を中心とした事業を推進してまいりました。

以上の結果、当期における業績は、国内店舗運営事業の新規出店効果や、2020年1月までの既存店の業績も堅調に推移した反面、新型コロナウイルスの感染拡大が顕著化した2020年2月以降の業績が当初予想を大きく下回ったこと、また、海外店舗運営事業においては通期において新規出店に遅延が生じたものの業績は堅調であったことから売上高は29,106百万円（前期比6.0%増）となりました。利益面では海外店舗運営事業の貢献が増加しつつも、国内店舗運営事業における人件費及び物流費の上昇等を主な要因とする販売費及び一般管理費の増加に加えて、第4四半期における売上減少の影響を受け、当セグメントの営業利益率が約3.1%減少したことで、連結業績の営業利益は697百万円（前期比27.2%減）となりました。経常利益は、623百万円（前期比32.4%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、投資有価証券売却益を計上した一方で、ノンコア事業からの撤退並びに店舗の採算性強化の観点から、国内外の店舗等に係る固定資産についての減損処理を行ったことにより、減損損失を937百万円計上したことから、214百万円の親会社株主に帰属する当期純損失（前期は615百万円の利益）となりました。

事業セグメント別の業績の概要

<国内店舗運営事業>

国内店舗運営事業につきましては、「一風堂」ブランドにおいて3店舗、「RAMEN EXPRESS」ブランドにおいて6店舗、「PANDA EXPRESS」ブランドにおいて3店舗、「名島亭」ブランドにおいて1店舗を出店し、合わせて13店舗が増加した一方で、「一風堂」ブランドにおいて3店舗、「RAMEN EXPRESS」ブランドにおいて1店舗閉店し、その他ブランドにて4店舗譲渡したことから、当期末の当事業における店舗数は148店舗（前期末比5店舗増）となりました。

上記の出店に加え、2019年10月には創業34周年記念祭の実施、コア顧客への更なる価値の提供並びに新規顧客の獲得を目的とした自社アプリの配信開始を行った他、年末年始には、従業員の働き方改革を推進すべく、一風堂を中心とした67店舗において12月31日から1月2日までを店休日といたしました。販売促進等の効果もあり、2019年10月の消費税増税が行われた

中でも新規開業の店舗は堅調に推移し、既存店においても前期に比べて客数は増加傾向にありました。第4四半期に入り、新型コロナウイルス感染拡大の影響が顕著になった2020年2月以降は新店・既存店ともに軟調に推移したことから、当期の売上高は、16,282百万円（前期比3.1%増）となりました。セグメント利益は、ITシステム導入等を含む店舗運営の効率化や物流費の削減を目的とした商物流改革等の業務改善を継続して行っているものの、第4四半期の売上減少の影響から地代家賃等を含む固定比率が上昇したことに加え、人件費及び物流費の上昇の影響が継続しており、441百万円（前期比51.6%減）となりました。

<海外店舗運営事業>

海外店舗運営事業につきましては、「IPPUDO」ブランドにおいて、中国に6店舗、台湾に2店舗、タイに2店舗、アメリカに2店舗、インドネシアに1店舗、イギリスに1店舗、マレーシアに1店舗、ミャンマーに1店舗、ベトナムに1店舗、ニュージーランドに1店舗、フィリピンに1店舗、「IPPUDO EXPRESS」ブランドにおいて、台湾に2店舗、その他のブランドにおいて、アメリカに1店舗、オーストラリアに1店舗を出店し、合わせて23店舗が増加した一方で、中国で「IPPUDO」ブランドにおいて5店舗、その他のブランドで1店舗、シンガポールで「IPPUDO EXPRESS」ブランド、その他のブランドでそれぞれ1店舗閉店したことから、当期末の当事業における店舗数は130店舗（前期比15店舗増）となりました。

以上の結果、当期の売上高は新規出店の増収効果や、前連結会計年度において子会社化した台湾事業にかかわる通期の売上増加要因があったことにより、9,708百万円（前期比13.2%増）となりました。セグメント利益についても、一部の店舗において採算性低下がみられ、撤退したものの、上記台湾事業の増収効果に加え、ライセンス先の新規出店並びに既存店売上の堅調な推移に伴うロイヤリティ収入の増加等も寄与し、687百万円（前期比12.8%増）となりました。

<国内商品販売事業>

国内商品販売事業につきましては、一風堂ブランド関連商品「おうちでIPPUDOシリーズ」を中心とする商品の拡販並びに生産性向上への取り組み等に引き続き注力をするとともに、運営体制の見直しを図り、収益性の改善に努めました。新型コロナウイルス感染拡大の影響も一部ありましたが、第3四半期より開始したコンビニエンスストア等における中食事業の売上

が増加要因になり、当期の売上高は2,074百万円(前期比0.6%減)、セグメント利益はコスト削減の取り組みに一定の成果があったこと等に加え、中食事業の貢献があったことから、102百万円(前期比101.3%増)となりました。

<その他>

その他の事業につきましては、創業69年を誇る博多うどんの老舗「因幡うどん」ブランドにおいては2店舗を出店しましたが、第4四半期には国内店舗運営事業と同様に新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、当期の売上は1,042百万円(前期比3.6%増)、セグメント損益は28百万円の損失(前期は8百万円の損失)となりました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第32期 (2017年3月期)	第33期 (2018年3月期)	第34期 (2019年3月期)	第35期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売 上 高	22,430	24,451	27,466	29,106
経 常 利 益	539	872	922	623
親会社株主に帰属 する当期純利益又は親会 社株主に帰属する当期純 損 失 (△)	271	634	615	△214
1株当たり当期純利益又は1株当 たり当期純損失(△)(円)	13円14銭	27円85銭	26円26銭	△9円03銭
総 資 産	14,323	15,300	16,392	15,393
純 資 産	3,576	4,720	4,724	3,813

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中の平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 当社は、2017年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失につきましては、当該分割が第32期の期首に行われたと仮定して算定しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を第34期の期首から適用しており、第33期の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第32期 (2017年3月期)	第33期 (2018年3月期)	第34期 (2019年3月期)	第35期 (当事業年度) (2020年3月期)
売 上 高	1,983	2,172	2,503	2,078
経 常 利 益	281	227	472	382
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	242	389	△69	337
1株当たり当期純利益又は1株当 たり当期純損失(△)(円)	11円74銭	17円08銭	△2円98銭	14円22銭
総 資 産	6,690	7,318	8,035	8,988
純 資 産	3,573	3,825	3,611	3,726

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中の平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 当社は、2017年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失につきましては、当該分割が第32期の期首に行われたと仮定して算定しております。

(3) 対処すべき課題

当社グループは「変わらないために、変わり続ける」という企業理念に基づき、ラーメンを中心とした日本の食文化を世界に伝えるべく、国内外において事業の拡大を図っております。

昨今における国内の外食産業においては、コンビニエンスストアから中食業態までを巻き込んだ競争が一層激化する状況にあるほか、労働者賃金の高騰、原材料の価格上昇及び物流費高騰の影響に加え、2020年2月以降の新型コロナウイルスの感染拡大が消費行動並びに経済に甚大な影響を及ぼしており、足元は非常に厳しい経営環境であるとともに、先行きは極めて不透明な状況にあります。また、海外においても新型コロナウイルス感染拡大による各国経済の実質的遮断以前より、アメリカの保護主義経済政策に端を発する欧州及び中国等の貿易摩擦や、イギリスのEU離脱から起因する経済環境、香港やフランス等で見受けられる市民活動が経済に与える影響等、景気の先行きに不安要素が多数見受けられます。

このような環境のもと、以下の課題に取り組み、事業の拡大に努めてまいります。

① 国内事業基盤の再構築

国内既存店の強化並びに収益性向上が重要であるとの認識のもと、中核ブランド「一風堂」の顧客への価値の維持と向上のため、収益性とブランディングの観点から厳選した出店を行ってまいります。また、客席稼働率の上昇や衛生面の更なる強化を目的として前期より取り組んでまいりましたITシステムの入れ替えを含む既存店舗の戦略的改装も継続して行うとともに、大型商業施設の増加に伴う商圈内の潜在顧客の動線の変化等により収益性が低下し、将来的に発展が望みにくい商圈並びに事業に関しては撤退も含め検討してまいります。

店舗運営に関しては、自社アプリやオンラインのレビュー等を含め幅広く顧客とコミュニケーションを図り、商品においては、主力商品であるラーメンの継続的なブラッシュアップを引き続き実行していくとともに、季節商品の提供も引き続き実施してまいります。サービス面においては、飲食店の基本であるQSC（クオリティ・サービス・クレンリネス）の更なる向上に取り組み、地域のお客様に愛され続けるお店作りに努めます。

② 海外の積極的な事業展開

新型コロナウイルスの感染拡大に起因する各国経済の遮断に見られるように、世界経済のグローバル化には潜在的リスクが多数潜んでいます。今後も世界経済に脅威を与える事象は発生しうると認識しておりますが、同時に世界の人口は増加傾向にあり、世界経済は長期的な目線で発展を続けると思われまます。その中でも日本食に対する関心は更に高まると推測され、日本の食文化を世界に広げていくという当社グループの事業には追い風が続きます。

既に日本を含め世界15か国・地域にて出店している当社グループ内のノウハウや人的ネットワークを活用し、今後も出店に関しては厳密に精査をする一方、中長期的には事業の拡大を図ります。カントリーリスクを含む食材価格の高騰や枯渇のリスクを分散するために、グローバルな調達ネットワーク構築を推進し、併せてスケールメリットを活かしたコストダウンを目指しつつ、出店国現地での調達・製造も併せて実施してまいります。今回の新型コロナウイルス感染拡大を受けて、消費者の動向の変化も想定されますが、小型店舗へのシフトやテイクアウトやデリバリー、中食の商品提案含めて、多様なアプローチにて今後の事業展開を検討してまいります。

③ 人財の採用と教育

当社グループのコアコンピタンスである店舗運営力向上のためには、人財こそが他社との差別化にもつながると考えており、国内外問わず、人財採用の強化及び従業員満足度の向上を継続して行ってまいります。日本のみならず、各先進国においても人口の高齢化や少子化の傾向は見受けられ、人財の確保においての他社・他業種との競合は激化しております。

2019年10月には海外初進出10周年を記念して、IPPUDO Global Leadership Conferenceを初開催し、15か国・地域の店舗運営リーダーたちを100人、日本に招集し、集中的な研修やノウハウの共有を行いました。このような活動こそが、店舗運営の人財の活性化並びに採用の強化につながり、最終的に顧客の満足度向上に貢献すると考えております。

ITシステムの入替えなどによる店舗業務の自動化を図りつつも、飲食業の原点である接客とおもてなしを提供する人財の継続的教育並びに労働環境の改善の観点から、年末年始には創業以来、初めて店休日を設けることや、有給休暇取得の推奨、同一労働同一賃金の徹底等、各方面で施策を

講じており、継続して当社グループの人財がより長く働ける、より働きやすい、将来に希望を持てる労働環境の構築に努めてまいります。

④ 衛生面の強化

食中毒事故の発生や偽装表記の問題等により、食の安心や安全に対する社会的なニーズが高まっております。また、日本における2021年のHACCP完全制度化等、原材料や提供商品のみならず、製造工程や物流の過程においても食の安全性に対する取り組みは必須となっております。

当社グループでは、専門対策部署を設置し、工場から物流、店舗での保管や提供方法等、顧客へ商品が最終的に提供されるまでのすべての工程において最新の法令を遵守し、顧客に安全な食をお届けするべく、衛生管理マニュアルに基づき衛生管理・品質管理に努めております。新型コロナウイルス感染拡大の初期より、店舗においての消毒や従業員のマスクの着用を実施し、緊急事態宣言が発令された際には企業としての社会的責任を果たすべく、店舗の営業を休止いたしました。どのような環境においても、顧客と従業員の安全を守るべく、今後も衛生対策の強化を通して、安心・安全な環境の構築に努めてまいります。

⑤ 食習慣の多様化

新型コロナウイルス感染拡大により、リモートワークや分散労働が推奨され、準じて消費者の食習慣も変化の兆しが見られます。テイクアウトやデリバリーに加え、中食や保存食の需要が非常に高まり、この傾向は当然継続されると見込まれます。同時に、環境保全の観点等から、従来の食習慣が一部の顧客層においては激変しており、菜食主義やスローフードなどの社会的変動も加速しております。

当社グループにおいては、海外では既に開始しているテイクアウトやデリバリーの日本国内導入を検討するとともに、既に提供している中食事業などの強化に努め、顧客の来店以外での収益構造の強化に努めます。また、店舗においても、各地域や文化で多様化する食のニーズに応じるべく、商品のラインナップを整理、改善してまいります。

(4) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは、当社、当社の子会社16社及び当社の持分法適用関連会社2社より構成されており、「国内店舗運営事業」、「海外店舗運営事業」及び「国内商品販売事業」を主な事業としております。

各事業区分における主要な業務の内容は、次のとおりであります。

事業	主要な業務の内容
国内店舗運営事業	「一風堂」ブランドを中核に、「名島亭」や「PANDA EXPRESS」といった複数ブランドの直営店舗の運営事業を行っております。当社グループの企業理念である“変わらないために、変わり続ける”という精神のもと、創業時より35年間継続してきた伝統的な「一風堂」に加え、商業施設内のフードコートを中心に展開する「RAMEN EXPRESS」、「ちょい飲みと縮めのラーメン」をコンセプトとする「一風堂スタンド」や“サイズも糖質も2分の1”をコンセプトとする「1/2PPUDO (ニブンノイップウドウ)」などの新コンセプトショップの展開も行いつつ、「一風堂」ブランドの更なる進化と価値向上に努めております。
海外店舗運営事業	「IPPUDO」ブランドを中核とした直営店舗の運営及び現地運営パートナー企業へのライセンス供与事業を行っております。昨今では、国内において店舗を拡大している「IPPUDO RAMEN EXPRESS」の海外展開及び鶏白湯を使用したラーメンのテイクアウト業態としての「KURO-OBI」の展開にも着手しております。出店エリアは、北米、欧州、アジア・オセアニアを中心とした14の国・地域（除く日本）に拡大しており、前期ライセンス契約を締結したニュージーランドにおいては新規出店いたしました。今後においても既存エリア及び世界各国の未出店エリアにおける事業展開を積極的に進めてまいります。
国内商品販売事業	「一風堂」の味をご家庭でもお楽しみ頂くことをコンセプトに開発しております「おうちでIPPUDOシリーズ」の展開並びに業務用を中心とした「信州蕎麦」「つゆ」等の製造及び販売を行っており、一般消費者から飲食企業に至るまで幅広い客層に対して商品を提供しております。
その他	これまでに培ったノウハウを生かし、業態開発、商品開発、教育を中心とした飲食店のコンサルティング事業、海外における「中華麺」等の製造・販売事業、食品製造技術ライセンス事業等の運営などを行っております。

(5) 主要な営業所及び工場又は店舗（2020年3月31日現在）

セグメント	社名	事業所及び工場	店舗数
全社（共通）	株式会社力の源ホールディングス	本社（福岡県） 東京支社（東京都）	-
国内店舗運営事業	株式会社力の源カンパニー	本社（福岡県） 東京支社（東京都） 福岡工場（福岡県）	139店舗
	株式会社渡辺製麺	礼内工場（北海道）	3店舗
	株式会社I&P RUNWAY JAPAN	本社（福岡県）	6店舗
海外店舗運営事業	CHIKARANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE. LTD.	本社（シンガポール）	130店舗
国内商品販売事業	株式会社渡辺製麺	本社（長野県） 東京事務所（東京都） 福岡事務所（福岡県）	-
		茅野工場（長野県） 礼内工場（北海道）	-
その他	株式会社力の源カンパニー	本社（福岡県） 東京支社（東京都）	2店舗
	株式会社因幡うどん	本社（福岡県）	8店舗

(6) 従業員の状況（2020年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
605 (2,063) 名	18名減 (2名増)

(注) 従業員数の（ ）は、臨時雇用者数であり、年間平均人数（1日8時間換算）を外書きしております。

② 当社の使用人の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
37 (6) 名	34名減 (3名増)	38.56歳	4.43年

(注) 1. 従業員数の（ ）は、臨時雇用者数であり、年間平均人数（1日8時間換算）を外書きしております。

2. 従業員数が当期に34名減少しておりますが、これは本社業務の一部を各子会社へ移管したこと等によるものであります。

(7) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借 入 先	借 入 残 高 (百 万 円)
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	2,206
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,476
株 式 会 社 り そ な 銀 行	723
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	459
株 式 会 社 福 岡 銀 行	444

- (注) 1. 当社は、機動的かつ安定的に運用資金を調達すべく、取引金融機関との間で総額1,000百万円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末における同契約に係る借入実行残高はありません。
2. 当社は、国内外の新規出店及び新工場に係る製造設備増強を主な使用目的として、機動的かつ安定的に投資資金を調達すべく、外貨建ての借入枠を含むシンジケートローン（コミットメント期間付タームローン1,700百万円、並びにタームローン94万ユーロ、136.9万米ドル）を2019年3月14日付で締結しております。なお、上記借入残高には同契約に基づく借入実行残高が含まれております。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2020年3月1日付で、本社を福岡県福岡市中央区大名一丁目13番14号に移転いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 82,400,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 23,933,200株 |
| ③ 株主数 | 14,351名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
E&RS' FORCE CREATION PTE. LTD.	7,050	29.45
河原成美	5,410	22.60
株式会社CFT Japan Holdings	1,100	4.59
河原恵美	640	2.67
株式会社西日本シティ銀行	500	2.08
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口)	452	1.89
アリアケジャパン株式会社	400	1.67
鳥越製粉株式会社	400	1.67
日清製粉株式会社	400	1.67
CALIBRE WEALTH MANAGEMENT SDN BHD	400	1.67

- (注) 1. 当社は、自己株式を1株保有しており、持株比率はかかる自己株式 (1株) を控除して計算しております。
2. 持株比率は、株式給付型ESOP信託にかかる信託口が所有する89,600株を含めて計算しております。
3. 上記河原成美の所有株式数には、力の源ホールディングス役員持株会における同氏の持分である23,108株を含めておりません。
4. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数は239,700株増加しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状 況

① 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役鳥羽ひでこ並びに監査等委員である社外取締役辻哲哉及び田鍋晋二の各氏は、会社法第423条第1号に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結しております。

② 社外役員に関する事項

(a) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	当該他の法人等との関係
取 締 役	鳥 羽 ひ で こ	株式会社トバコンサルティン グネットワーク代表取締役	重要な取引その他 関係はありません。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	辻 哲 哉	Field-R法律事務所弁護士 夢の街創造委員会株式会社 社外監査役	重要な取引その他 関係はありません。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	田 鍋 晋 二	株式会社田鍋会計事務所 代表取締役 株式会社ユーラシア旅行社 社外監査役	重要な取引その他 関係はありません。

(b) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	鳥 羽 ひ で こ	2019年6月24日就任以降、当事業年度に開催した取締役会10回のすべてに出席し、企業経営者としての豊富な経験・知識並びに経営に関する高い見識に基づき、必要な発言を行っております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	辻 哲 哉	当事業年度に開催した取締役会13回のすべてに、また、監査等委員会13回のすべてに出席し、取締役会において、弁護士としての専門の見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持について必要な発言を適宜行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的な見地から適宜、必要な発言を行っております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	田 鍋 晋 二	当事業年度に開催した取締役会13回のすべてに、また、監査等委員会13回のすべてに出席し、取締役会において、公認会計士としての専門の見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的な見地から適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 三優監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりです。（最終改定 2019年6月25日）

(1) 業務の適正を確保する体制

- ① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 取締役が法令・定款及び当社の企業理念を遵守することが企業経営における最優先事項と位置づけ、「変わらないために、変わり続ける」という企業理念のもと、取締役はこれに従って職務の執行にあたる。
 - (b) 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
 - (c) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議及び「取締役会規程」に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
 - (d) 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互牽制が機能する体制を構築し、適正かつ効率的な業務運営を実現する。
 - (e) 監査等委員会を設置し、取締役の職務執行について、法令及び監査等委員会規程に基づき監査を実施する。監査等委員会は、当社の内部統制システムを活用し、内部監査部門と連携して監査に当たる。
 - (f) コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスにかかる各種規程の整備、役職員への啓蒙及びコンプライアンスの状況等の確認を実施する。
 - (g) 管理部門は、企業活動に関連する法規及び定款の周知、並びに会社規程等の継続的整備及び周知を図る。
 - (h) 内部監査部門として業務執行部門から独立した内部監査室を代表取締役社長直轄で設置し、代表取締役社長の指示に基づき、定期的に各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等の確認、内部統制システムの適合性、効率性の検証を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」「情報管理規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。また、その他関連規程は必要に応じて適時見直し等の改善をする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 取締役及び使用人は、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に定められた職務と権限に基づき業務を遂行し、自己の職務と権限を超える事項は、「稟議規程」により上位者の決裁を仰ぐことにより、不測の事態（損失）を防止する。
- (b) 危機管理室を設置し、全社的なリスク管理のための方針・体制・手続きを定め、リスク状況の把握に努めるとともに、危機管理室においてリスクが顕在化した際の初動対応を行うものとする。
- (c) 管理部門は、各部門におけるリスク管理のための方針・体制・手続等を定め、リスク状況を把握し、適切に管理する。
- (d) 内部監査部門は、各業務執行部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役社長に報告し、重要な事項については取締役会及び監査等委員会に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営方法を「取締役会規程」に定めて円滑な意思決定を図るとともに、定時取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- (b) 定款において取締役会での決議の省略を定めており、緊急かつ簡易な案件に関する承認手続きの効率化を図る。
- (c) 取締役会において、中期経営計画を策定し、経営目標を明確化する。
- (d) 月1回開催される定時取締役会において、業績進捗に関して定期的なレビューを行い、取締役会で定めた中期経営計画及び年度予算に照らして、分析・評価を行い、必要に応じて、改善策を検討する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) 子会社の管理は、可能な限り自主性を尊重しつつ、企業理念、行動規範などをグループ各社で共有し、企業価値の向上と業務の適正を確保するため、指導・育成を行うものとし、「関係会社管理規程」を制定し、子会社に対し適切な管理を行う。
- (b) 子会社の管理を管轄する部門は、子会社において開催する取締役会その他の会議への出席等を通じて情報の共有と連携を図る。

- (c) 子会社には原則として取締役を派遣し、当社の意思を経営に反映するとともに、損失の危険が生じた場合は直ちに当該業務を管轄する業務執行の責任者へ報告を行う。
- (d) 子会社には原則として監査役を派遣し、監査結果に基づいて当該業務を管轄する取締役及び業務執行の責任者へ報告を行う。
- (e) 当社のコンプライアンス委員会は、当社の監査等委員及び内部監査部門と連携の上、子会社の業務が適正に行われているかのモニタリングを行う。
- (f) 当社の内部監査部門は、グループ各社の内部統制の有効性を監査し、結果を代表取締役社長及び各業務執行の責任者に報告し、重要な事項については取締役会、監査等委員会及びコンプライアンス委員会に報告する。
- (g) 取締役が法令・定款及び当社の企業理念を遵守することが企業経営における最優先事項と位置づけ、「変わらないために、変わり続ける」という当社グループ共通の企業理念のもと、取締役はこれに従って職務の執行にあたる。
- (h) 子会社の定時取締役会において、子会社の業績進捗に関して定期的なレビューを行い、取締役会で定めた中期経営計画及び年度予算に照らして、分析・評価を行い、必要に応じて、改善策を検討する。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- (a) 当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人は配置していないが、取締役会は監査等委員会と協議を行い、監査等委員会の意向を尊重しつつ、当該使用人を任命及び配置することができる。
- (b) 監査等委員会の職務を補助する使用人は、監査等委員会の指揮命令に従って監査等委員会の業務全体を補助するものとし、これに必要な知識・能力を有する者を選任する。

⑦ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制及び報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (a) 監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、全ての会議または委員会等に出席し、報告を受けることができる。
- (b) 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査等委員会に報告する。

- (c) 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、速やかに監査等委員会に報告する。
- (d) 取締役及び使用人は、当社または子会社の業務執行に関し、監査等委員会にコンプライアンス、リスク管理等に関する報告・相談を直接行うことができる。
- (e) 監査等委員会に報告・相談を行った取締役及び使用人もしくは子会社の役職員に対し、報告・相談を行ったことを理由とする不利な取扱いを禁止し、その旨を取締役及び使用人に対し周知徹底をする。

⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

取締役は、各監査等委員の職務の執行に協力し、監査の実効性を担保するため、監査費用のための予算措置を行い、各監査等委員の職務の執行に係る経費等の支払を行う。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査等委員会は、定期的に代表取締役との意見交換会を開催し、必要に応じ取締役、業務執行の責任者、使用人も含め執行部側との連絡会を開催し報告を受けることができる。
- (b) 監査等委員会は、経理部門、法務部門その他各部門に対して、随時必要に応じ、監査への協力を求めることができる。
- (c) 監査等委員会は、内部監査室に監査の協力を求めることができるものとし、内部監査室は、監査等委員による効率的な監査に協力する。
- (d) 監査等委員会は、会計監査人とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡をとり、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、2017年6月26日付けで監査等委員会設置会社へ移行し、取締役会の監督機能の強化・社外取締役の活用による経営の透明性の確保及び効率化を進めております。また当社は、取締役会において経営上のリスクの検討を行い、必要に応じて社内組織、業務及び諸規程等を見直し、その実効性を向上させております。

なお、業務の適正を確保するための体制についての運用状況は以下のとおりであります。

- ① 取締役会は、取締役（監査等委員を除く）5名（うち社外取締役1名）と監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成され、各議案について毎回活発な意見交換及び議論が行われております。なお、より多くの時間を戦略的な議論にあてられるよう、議案の絞り込みをするなど、取締役会の運営の方法の見直しを適宜行っております。また、取締役会の実効性を高め、社外取締役がその監督機能を十分に果たすことができるよう、毎月、取締役会開催数日前に社外取締役を対象とした上程議案に関する事前説明会を実施しております。
- ② 監査等委員である取締役は、取締役会において議案の審議、決議に参加し、また業務執行状況の報告を受けるほか、常勤監査等委員につきましては、子会社の取締役会等に出席し、監査の実効性の向上を図っております。また、常勤監査等委員と子会社監査役の間で、定期的な情報交換の場を設け、情報共有を行っており、当社が子会社の監査を行う際の協力体制を構築しております。
- ③ 当社及びグループ各社の役職員に対し、その職務や地位に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修及びeラーニングでの教育を実施し、法令、定款及び社内規程を遵守するための取り組みを継続的に行っております。
- ④ リスク管理及びコンプライアンス体制を強化するための取組みとして、事故や災害が発生した折には、当社グループの危機発生時の緊急連絡網であるEHL（エマージェンシー・ホット・ライン）を通じて、取締役、監査等委員及び各部門の責任者に速やかに情報共有されるシステムを運用しており、発生したリスクに対して迅速かつ組織的な対応を行う体制を構築しております。

- ⑤ 内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施しております。また、代表取締役社長に定期的な報告を行っており、監査等委員会及び会計監査人と連携し、監査の実効性の向上を図っております。
- ⑥ 既存取引先及び新規取引先について、外部調査会社等を活用して反社会的勢力のチェックを実施しております。また、取引先との契約時における反社会的勢力排除条項の契約書への記載を必須としております。
- ⑦ 倫理・コンプライアンスに係る体制の一環として、内部通報制度を設け運用し、倫理・コンプライアンスに反する行為の早期発見及び是正を図っております。また、本制度を通じ、報告・相談を行ったことを理由とする不利な取扱いを禁止し、その旨を取締役及び使用人に対し周知徹底しております。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業の発展と経営基盤の強化のための内部留保に意を用いつつ、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し、株主の皆様に対し安定的かつ継続的な利益還元を実施することを基本方針としております。

剰余金の配当につきましては、期末配当及び中間配当の年2回を基本方針としております。

また、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨、当社定款に定めております。当事業年度末の配当につきましては、本方針及び業績等を総合的に踏まえ、誠に遺憾ではございますが、無配とさせていただく旨、2020年5月22日の取締役会で決議いたしました。なお、2019年11月8日開催の取締役会決議に基づき、当社普通株式1株につき4円00銭の中間配当を実施しておりますので、この結果、当事業年度に係る年間配当金は、1株当たり4円00銭となります。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,424,555	流動負債	5,112,160
現金及び預金	3,759,515	支払手形及び買掛金	628,859
受取手形及び売掛金	418,652	1年内償還予定の社債	14,000
たな卸資産	329,816	1年内返済予定の長期借入金	1,649,034
その他	917,618	リース債務	10,416
貸倒引当金	△1,047	未払金	1,679,061
固定資産	9,969,233	未払法人税等	95,408
有形固定資産	7,181,052	賞与引当金	3,000
建物及び構築物	5,598,139	資産除去債務	54,056
機械装置及び運搬具	256,551	その他	978,324
土地	633,495	固定負債	6,468,458
リース資産	28,824	社債	137,000
建設仮勘定	141,993	長期借入金	5,181,356
その他	522,047	リース債務	18,347
無形固定資産	277,631	株式給付引当金	29,557
のれん	197,712	株式連動型金銭給付引当金	1,280
リース資産	1,969	退職給付に係る負債	211,927
その他	77,950	資産除去債務	663,067
投資その他の資産	2,510,550	その他	225,923
投資有価証券	130,243	負債合計	11,580,619
長期貸付金	19,336	(純資産の部)	
繰延税金資産	348,910	株主資本	3,677,566
敷金及び保証金	1,759,221	資本金	1,294,059
その他	271,537	資本剰余金	1,206,462
貸倒引当金	△18,698	利益剰余金	1,276,324
資産合計	15,393,788	自己株式	△99,279
		その他の包括利益累計額	130,221
		その他有価証券評価差額金	△423
		為替換算調整勘定	130,645
		非支配株主持分	5,380
		純資産合計	3,813,169
		負債・純資産合計	15,393,788

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年 4月 1日から
2020年 3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		29,106,954
売上原価		8,466,247
売上総利益		20,640,706
販売費及び一般管理費		19,943,080
営業利益		697,625
営業外収益		
受取利息	2,277	
受取配当金	11	
持分法による投資利益	7,793	
貸入	47,419	
その他の	17,467	74,970
営業外費用		
支払利息	81,396	
為替差損	7,987	
貸入原価	27,801	
財務支払手数料	16,738	
その他の	15,236	149,159
経常利益		623,435
特別利益		
固定資産売却益	16,533	
関係会社株式売却益	3,000	
投資有価証券売却益	150,944	170,478
特別損失		
固定資産売却損	6,820	
固定資産除却損	19,717	
減損	937,779	
リース解約損	38,220	
貸倒引当金繰入額	16,100	
その他の	119,920	1,138,558
税金等調整前当期純損失		344,644
法人税、住民税及び事業税	134,172	
法人税等調整額	126,880	261,053
当期純損失		605,697
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△391,609
親会社株主に帰属する当期純損失		214,088

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年 4月 1日から
2020年 3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,266,774	1,179,178	1,680,407	△99,278	4,027,081
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	27,284	27,284	-	-	54,568
剰 余 金 の 配 当	-	-	△189,994	-	△189,994
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)	-	-	△214,088	-	△214,088
自己株式の取得	-	-	-	△0	△0
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額 (純額)	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	27,284	27,284	△404,082	△0	△349,515
当 期 末 残 高	1,294,059	1,206,462	1,276,324	△99,279	3,677,566

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非 支 配 株 主 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	158,774	136,969	295,743	401,923	4,724,748
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	-	-	-	-	54,568
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	△189,994
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)	-	-	-	-	△214,088
自己株式の取得	-	-	-	-	△0
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額 (純額)	△159,198	△6,323	△165,521	△396,542	△562,064
当 期 変 動 額 合 計	△159,198	△6,323	△165,521	△396,542	△911,579
当 期 末 残 高	△423	130,645	130,221	5,380	3,813,169

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 16社

(2) 連結子会社の名称

(株)力の源カンパニー

(株)渡辺製麺

(株)くしふるの大地

(株)I&P RUNWAY JAPAN

(株)因幡うどん

(株)IMAGINE

CHIKARANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE. LTD.

IPPUDO USA HOLDINGS, INC.

IPPUDO NY, LLC

IPPUDO SINGAPORE PTE. LTD.

IPPUDO AUSTRALIA PTY LTD

IPPUDO LONDON CO. LIMITED

IPPUDO PARIS

I&P RUNWAY, LLC

PT. IPPUDO CATERING INDONESIA

台湾一風堂股份有限公司

連結子会社でありました(株)ジグは、全株式を譲渡したことにより連結の範囲から除外しております。

YOU & ME FOOD FACTORY PTE. LTD. IPPUDO は、IPPUDO SINGAPORE PTE. LTD. への吸収合併に伴い、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 2社

(2) 持分法適用会社の名称

(株)STAY DREAM

(株)大河

持分法適用会社でありました(株)ゆたかにみのるカンパニーは、全株式を譲渡したことにより持分法適用会社から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である、CHIKARANOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE. LTD.、IPPUDO USA HOLDINGS, INC.、IPPUDO NY, LLC、IPPUDO SINGAPORE PTE. LTD.、IPPUDO AUSTRALIA PTY LTD、IPPUDO LONDON CO.LIMITED、IPPUDO PARIS、I&P RUNWAY, LLC、PT. IPPUDO CATERING INDONESIA、台湾一風堂股份有限公司の決算日は12月31日であり、連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、当該会社の事業年度に係る計算書類を基礎として連結を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券
時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

②たな卸資産

a 商品、製品、原材料

国内連結子会社の一部及び在外連結子会社は、主として先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

また、国内連結子会社の一部は総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

b 仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

c 貯蔵品

最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は主として建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以後に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法、その他については定率法を採用しております。

また、在外連結子会社については、定額法を採用しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④長期前払費用

均等償却を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③株式給付引当金

株式給付規程に基づく当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④株式連動型金銭給付引当金

株式連動型金銭給付規程に基づく金銭の給付に備えるため、当連結会計年度における株式連動型金銭給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。外貨建有価証券（その他有価証券）は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は全部純資産直入法により処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

すべての金利スワップについて、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

金利スワップ

(ヘッジ対象)

借入金

③ヘッジ方針

金融機関からの借入金の一部について、金利変動によるリスクを回避するため、金利スワップを利用しております。

④ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップのみであり、有効性の評価を省略しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、20年以内の合理的な期間で定期的に償却しております。

(9) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

連結貸借対照表に関する注記

1. たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

商品及び製品	118,702千円
原材料及び貯蔵品	211,114千円

2. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	70,832千円
土地	47,421千円
計	118,254千円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	220,020千円
長期借入金	439,840千円
計	659,860千円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 6,468,051千円

4. 保証債務

下記の関連会社及び暖簾分け法人の金融機関等からの債務に対し、保証を行っております。

㈱大河	19,000千円
㈱STAY DREAM	63,730千円
暖簾分け法人8社	299,024千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当期首の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式	23,693,500株	239,700株	—	23,933,200株

(注) 普通株式の発行済株式数の増加は、新株予約権の行使による増加239,700株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年5月10日 取締役会	普通株式	94,774	4.00	2019年3月31日	2019年6月5日	利益剰余金
2019年11月8日 取締役会	普通株式	95,220	4.00	2020年9月30日	2019年12月3日	利益剰余金

(注1) 2019年5月10日取締役会決議による配当金の総額には、信託口が保有する当社株式に対する配当金(358千円)が含まれております。

(注2) 2019年11月8日取締役会決議による配当金の総額には、信託口が保有する当社株式に対する配当金(358千円)が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の

普通株式

461,800株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは主に新規出店等の設備投資に必要な資金を設備投資計画に照らして、主に銀行借入により調達しております。

運転資金については必要に応じて銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金については、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引開始時に信用判定を行うとともに、適宜信用状況を把握しております。なお、ほとんどの債権は1ヶ月以内の入金期日であります。

投資有価証券は、営業上あるいは業務上の関係を有する取引先の株式であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃貸借に係るもので、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

営業債務である買掛金、未払金はほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、借入金及び社債の期間は原則として10年以内であります。

変動金利による借入は、金利変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては財務グループが支払金利の変動をモニタリングし、必要に応じて金利スワップ取引等を利用し、金利変動リスクを回避することとしております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払実行できなくなるリスク）について、当社は各部署からの報告に基づき財務グループが適時に資金繰計画を作成・更新し、手許流動性を維持することにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価等には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	3,759,515	3,759,515	-
(2) 受取手形及び売掛金	418,652		
貸倒引当金	△1,047		
差引	417,605	417,605	-
(3) 投資有価証券	81,068	81,068	-
資産計	4,258,189	4,258,189	-
(4) 支払手形及び買掛金	628,859	628,859	-
(5) 未払金	1,679,061	1,679,061	-
(6) 社債（※）	151,000	147,717	△3,282
(7) 長期借入金（※）	6,830,391	6,827,088	△3,302
負債計	9,289,311	9,282,726	△6,585

（※）社債及び長期借入金は、1年内償還予定の社債及び1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、受取手形及び売掛金については対応する貸倒引当金を控除してしております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所等の価格によっております。

負 債

(4) 支払手形及び買掛金、並びに(5) 未払金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 社債、並びに(7) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入、又は社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は一部金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載していません。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額
(単位：千円)

区 分	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額
非上場株式	49,174
出資金	250
敷金及び保証金	1,759,221

非上場株式及び出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象に含めておりません。

また、敷金及び保証金は、返還時期の合理的な見積もりが困難なことから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象に含めておりません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 159円70銭

1株当たり当期純損失 9円03銭

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた当連結会計年度末の普通株式及び1株当たり当期純損失の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、前連結会計年度から導入した「株式給付型ESOP」制度において信託口が保有する当社株式(当連結会計年度末89,600株、期中平均株式数89,600株)を控除して算定しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,335,418	流動負債	1,241,453
現金及び預金	1,059,754	1年内返済予定の長期借入金	994,904
売掛金	114,036	リース債務	2,559
貯蔵品	2,445	未払金	223,253
前払費用	42,808	未払費用	4,085
その他	116,373	預り金	8,595
固定資産	7,653,491	未払法人税等	7,366
有形固定資産	542,847	その他	687
建物	210,662	固定負債	4,020,851
構築物	1,533	長期借入金	3,976,738
機械及び装置	748	リース債務	1,811
車両運搬具	260	株式給付引当金	29,557
工具、器具及び備品	34,360	株式連動型金銭給付引当金	1,280
土地	292,941	資産除去債務	9,217
リース資産	2,339	その他	2,246
無形固定資産	69,240	負債合計	5,262,304
商標権	159	(純資産の部)	
ソフトウェア	66,583	株主資本	3,726,605
リース資産	1,969	資本金	1,294,059
その他	528	資本剰余金	1,213,339
投資その他の資産	7,041,403	資本準備金	1,198,059
関係会社株式	2,489,168	その他資本剰余金	15,280
長期貸付金	16,100	利益剰余金	1,318,487
関係会社長期貸付金	4,406,008	利益準備金	40,000
長期前払費用	39,857	その他利益剰余金	1,278,487
繰延税金資産	71,035	別途積立金	145,982
その他	35,333	繰越利益剰余金	1,132,505
貸倒引当金	△ 16,100	自己株式	△ 99,279
資産合計	8,988,909	純資産合計	3,726,605
		負債・純資産合計	8,988,909

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年 4月 1日から
2020年 3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		2,078,205
営 業 費 用		1,691,359
営 業 利 益		386,846
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	68,408	
賃 貸 収 入	18,740	
そ の 他	3,827	90,977
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	47,738	
為 替 差 損	16,305	
賃 貸 収 入 原 価	14,797	
財 務 支 払 手 数 料	15,418	
そ の 他	1,096	95,357
経 常 利 益		382,466
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	94,423	94,423
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	107	
減 損 損 失	10,279	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	30,899	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	16,100	
そ の 他	2,230	59,616
税 引 前 当 期 純 利 益		417,272
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	62,900	
法 人 税 等 調 整 額	17,317	80,217
当 期 純 利 益		337,054

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年 4月 1日から)
(2020年 3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	1,266,774	1,170,774	15,280	1,186,054
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	27,284	27,284	-	27,284
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-
当 期 純 利 益	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	27,284	27,284	-	27,284
当 期 末 残 高	1,294,059	1,198,059	15,280	1,213,339

	株 主 資 本					株主資本 合 計
	利 益 剰 余 金				自己株式	
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
		別途積立金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	40,000	145,982	985,445	1,171,427	△99,278	3,524,978
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	-	-	-	-	-	54,568
剰 余 金 の 配 当	-	-	△189,994	△189,994	-	△189,994
当 期 純 利 益	-	-	337,054	337,054	-	337,054
自己株式の取得	-	-	-	-	△0	△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	147,060	147,060	△0	201,627
当 期 末 残 高	40,000	145,982	1,132,505	1,318,487	△99,279	3,726,605

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	86,454	86,454	3,611,432
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行	-	-	54,568
剰 余 金 の 配 当	-	-	△189,994
当 期 純 利 益	-	-	337,054
自己株式の取得	-	-	△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△86,454	△86,454	△86,454
当 期 変 動 額 合 計	△86,454	△86,454	115,173
当 期 末 残 高	-	-	3,726,605

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

主として建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以後に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法、その他については定率法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 株式給付引当金

株式給付規程に基づく当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(3) 株式連動型金銭給付引当金

株式連動型金銭給付規程に基づく金銭の給付に備えるため、当事業年度末における株式連動型金銭給付債務の見込額に基づき計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

すべての金利スワップについて、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

金利スワップ

(ヘッジ対象)

借入金

(3) ヘッジ方針

金融機関からの借入金の一部について、金利変動によるリスクを回避するため、金利スワップを利用しております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップのみであり、有効性の評価を省略しております。

7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 265,877千円
2. 保証債務
- (1) 下記の子会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。
- | | |
|-----------|-----------|
| ㈱力の源カンパニー | 246,639千円 |
| ㈱渡辺製麺 | 213,010千円 |
| 計 | 459,649千円 |
- (2) 下記の子会社における支払家賃に対し、保証を行っております。
- | | |
|--------------------------|----------|
| IPPUDO NY, LLC | 27,917千円 |
| IPPUDO AUSTRALIA PTY LTD | 33,968千円 |
| 計 | 61,885千円 |
3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の額（区分表示したものを除く）
- | | |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 169,844千円 |
| 短期金銭債務 | 168,891千円 |

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	1,866,835千円
営業費用	478,214千円

営業取引以外の取引高

受取利息	68,294千円
賃貸収入	16,232千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	89,601株
------	---------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減損損失	8,629千円
資産除去債務	2,741千円
未払事業税	3,869千円
繰越外国税額控除	101,221千円
会社分割による関係会社株式調整額	76,652千円
関係会社株式評価損	185,479千円
繰越欠損金	121,742千円
その他	24,711千円
繰延税金資産小計	525,048千円
評価性引当額	△451,608千円
繰延税金資産合計	73,439千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△2,403千円
繰延税金負債合計	△2,403千円
繰延税金資産純額	71,035千円

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注1)	科目	期末残高 (注1)
子会社	㈱カノ源 カンパニー	所有 直接 100.0%	経営指導 資金の援助 債務保証 債務被保証 役員の兼任	経営指導料 の受取 (注2)	1,029,100	-	-
				資金の貸付 (注3,7)	2,161,530	関係会社 長期貸付金	2,560,000
				利息の受取 (注3)	32,337		-
				債務保証 (注4)	246,639	-	-
				債務被保証 (注5)	375,343	-	-
子会社	㈱渡辺製麺	所有 直接 100.0%	資金の援助 債務保証 役員の兼任	資金の貸付 (注3)	130,000	関係会社 長期貸付金	140,000
				債務保証 (注4)	213,010	-	-
子会社	㈱因幡うどん	所有 直接 100.0%	債務被保証 役員の兼任 資金の援助	資金の貸付 (注3)	410,000	関係会社 長期貸付金	461,000
				債務被保証 (注5)	39,812	-	-
子会社	CHIKARA NOMOTO GLOBAL HOLDINGS PTE., LTD.	所有 直接 100.0%	業務委託 資金の援助 役員の兼任	業務委託 (注6)	426,100	未払金	117,974
				資金の貸付 (注3)	554,829	関係会社 長期貸付金	802,179
				利息の受取 (注3)	25,987	-	-
子会社	IPPUDO USA HOLDING S, INC.	所有 間接 100.0%	資金の援助	資金の貸付 (注3)	442,747	関係会社 長期貸付金	442,829

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- (注2) 経営指導料については、業務内容、業績等を勘案し、両社協議の上で決定しております。
- (注3) 資金の貸付については、市場金利を勘案し利率を合理的に決定しております。
- (注4) 子会社の金融機関借入に対して債務保証を行っております。なお、取引金額は対応する債務の期末残高であり、保証料は受け取っておりません。
- (注5) 当社の金融機関借入に対して債務保証を受けております。なお、取引金額は対応する債務の期末残高であり、保証料の支払いは行っておりません。
- (注6) 業務委託料については、委託業務に係る人件費等必要経費を勘案し、両社協議の上で決定しております。
- (注7) 取引金額は、期中平均残高を記載しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	156円29銭
1株当たり当期純利益	14円22銭

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた当事業年度末の普通株式及び1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、前事業年度から導入した「株式給付型ESOP」制度において信託口が保有する当社株式（当事業年度末89,600株、期中平均株式数89,600株）を控除して算定しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

株式会社力の源ホールディングス

取締役会 御中

三優監査法人

大阪事務所

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 鳥 居 陽 ㊞

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 西 川 賢 治 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社力の源ホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社力の源ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認め

られる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

株式会社力の源ホールディングス

取締役会 御中

三優監査法人

大阪事務所

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 鳥 居 陽 ㊞

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 西 川 賢 治 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社力の源ホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当

該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第35期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査方針、監査計画等に従い、内部監査部門及びその他の関係部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

株式会社力の源ホールディングス 監査等委員会

監査等委員 鈴木 康義 ㊞

監査等委員 辻 哲哉 ㊞

監査等委員 田鍋 晋二 ㊞

(注) 監査等委員辻哲哉氏及び田鍋晋二氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上